

## 配置技術者の取扱いについて

建設工事等に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「配置技術者」という。）については、以下のとおりとする。

### 1 配置技術者の配置要件

- (1) 開札日の前日以前3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

| 雇用証明となるもの                                                                                                                                                                             | 採用日の確認項目          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書                                                                                                                                                                    | 資格取得年月日           |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書                                                                                                                                                              | 最新の通知書の年月日        |
| 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）                                                                                                                                                          | 交付年月日等            |
| 上記以外の場合、次の①～⑤の書類全て<br>① 運転免許証もしくはマイナンバーカードの写し<br>② 源泉徴収票の写し又は住民税特別徴収税額通知書<br>③ 技術者雇用証明書(別紙様式)<br>④ 給与支払状況が確認できる書類の写し<br>⑤ 出勤状況が確認できる書類の写し（※）<br>※ ④と⑤は、原則として入札書提出期限の日以前3ヶ月以上の書類が必要です。 | 技術者雇用証明書に記載の採用年月日 |

【注】上記書類で確認できない場合は、追加の資料を求めることがある。

- (2) 開札日の前日時点において、他の工事（官公庁発注工事）に従事していないこと。

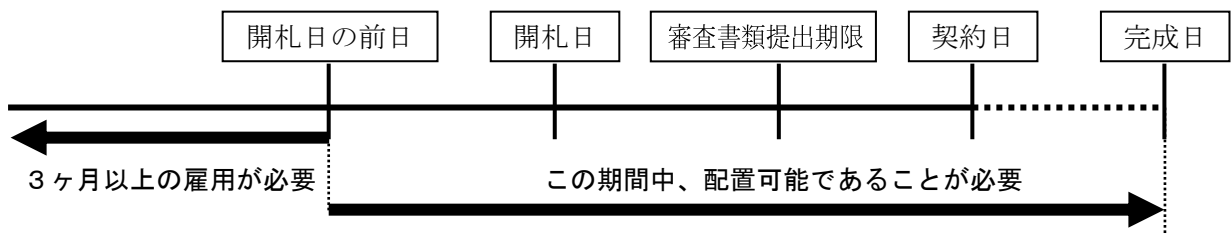
【注1】現場専任を要しない工事において、1人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が4,500万円（建築一式工事のみの場合は9,000万円）未満の場合に限り3件まで兼任を認める。ただし、兼任する工事の契約金額の合計が上記金額以上であっても、各工事の契約金額が500万円未満である場合は兼任可能とする。

【注2】主任技術者を兼任させようとする場合は、「配置予定技術者の手持ち工事状況届出書」を事後審査時に入札参加資格確認資料と併せて提出すること。

なお、届出を要する工事は、官公庁発注（※）のものとする。

※ 官公庁とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村及び建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約に規定する公共機関等を指す。）

【注3】緊急災害復旧工事等の合理的な理由がある場合は、上記の限りではない。



【注】他の工事に従事している場合は、開札日の前日までに課内検査が終了していること。

なお、桑名市発注工事以外の場合は、完成認定書で確認する。

- (3) 開札日の前日時点において、営業所（特定営業所）の専任技術者又は経營業務の管理責任者でないこと。

【注】専任を要しない契約金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事（維持業務（樹木管理業務、除草業務）委託を含む）に主任技術者として配置する場合は認める。

- (4) 市内業者にあつては、開札日の前日時点において、桑名市登録技術者名簿に登録されている者であること。
- (5) 上記のほか、発注公告で示された技術者資格等の要件を全て満たしていること。

## 2 入札参加資格との関係

- (1) 事後審査時に入札参加資格確認資料として提出する「配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者等届出書」に記載の現場代理人、主任技術者及び監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）以外の者を契約締結時に配置することは認めない。

- (2) 配置予定技術者は複数名届け出ることができ、その中で上記1の配置要件を全て満たす者がいれば、入札参加資格を認める。

- (3) 総合評価落札方式において配置予定技術者を複数名届け出た場合は、当該配置予定技術者の中で最も評価点の低い技術者で評価する。

なお、簡易型で実施する総合評価落札方式の場合は、ヒアリングの実施までに配置予定の主任技術者又は監理技術者を1名選任の上、ヒアリング実施時に「ヒアリング出席者（配置予定技術者）届出書」を必ず提出すること。

- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事において、工場製作期間と現場施工期間で、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を分けて配置することについては、事後審査時に入札参加資格確認資料として提出する「配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者等届出書」にその旨を記載している場合に限り認める。

なお、現場施工期間における配置予定技術者が別工事に従事している場合は、別紙「誓約書」を同時に提出すること。

【注】事後審査時は、各期間の配置予定技術者が、それぞれ上記1の配置要件を満たす者であるかを審査する。従って、各期間において、配置要件を満たす配置予定技術者がいなければ入札参加資格は認められない。

- (5) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る制作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

なお、製作を一括して管理する、同一の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、上記内容が確認できる資料を事後審査時に入札参加資格確認資料と併せて提出すること。

### 3 配置技術者の途中変更

- (1) 工事の継続性や品質確保の観点から、原則として工期途中における配置技術者の変更は認めない。ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職、若しくは、受注者の責によらない理由により工事が中止された場合や工事内容の大幅な変更により工期が延長された場合等、やむを得ない理由がある場合は例外的に変更を認める。

【注】いずれの場合であっても、変更のタイミングは、発注者と元請業者との協議により工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、変更後も配置技術者の技術力等が同等以上に確保され、一定期間重複して工事現場に配置するなどより、工事の継続性や品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

- (2) 上記に関わらず、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事においては、事後審査時に入札参加資格確認資料として提出する「配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者等届出書」に記載の配置予定技術者であり、入札参加資格が認められた場合（上記2(4)参照）に限り、工場製作期間と現場施工期間で配置技術者の変更を認める。

### 4 現場代理人の常駐緩和等

- (1) 次のいずれかの期間に該当する工事においては、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和する。ただし、営業所（特定営業所）の専任技術者又は経營業務の管理責任者は、常駐緩和を理由に現場代理人として配置することは認めない。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

- (2) 維持業務（樹木管理業務、除草業務）委託、測量・地質調査業務委託においては、作業日が重複しない限り、桑名市発注業務（建設工事は対象外）において2件まで現場代理人の兼任を認める。

なお、兼任を希望する場合は、「現場代理人兼任届」に必要事項を記入の上、事後審査時に入札参加資格確認資料と併せて提出すること。

【注】上記に違反していることが判明した場合は、その後の兼任を認めない。

### 5 その他注意すべき事項

「監理技術者資格者証」の交付（再交付を含む）を受けた監理技術者を配置する場合は、「監理技術者資格者証」の写しのほかに「監理技術者講習修了証」の写しを提出すること。ただし、平成28年6月1日以降に「監理技術者資格者証」の交付（再交付を含む）を受けた監理技術者を配置する場合は、「監理技術者講習修了証」の代わりに「監理技術者資格者証」裏面の終了履歴のラベルの写しを提出すること。

年 月 日

誓 約 書

(宛先) 桑名市長

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

(署名又は記名押印)

下記の現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、現在、別工事に従事していますが、当該工事は、本件工事（工事名称： ）の現場施工開始日以前30日以上前に竣工するため、本件工事の現場施工期間には適切に配置します。

なお、万が一、下記の技術者等が配置不可能となった場合は、当該技術者等と同等以上の技術力等を有する者を配置することを併せて誓います。

記

|       | 氏 名  | 現在従事している工事の名称等                              |
|-------|------|---------------------------------------------|
| 現場代理人 | フリガナ | 工事名称：                                       |
|       |      | 発注機関：<br>配置期間： 年 月 日 ～ 年 月 日<br>竣工予定： 年 月 日 |
| 主任技術者 | フリガナ | 工事名称：                                       |
|       |      | 発注機関：<br>配置期間： 年 月 日 ～ 年 月 日<br>竣工予定： 年 月 日 |
| 監理技術者 | フリガナ | 工事名称：                                       |
|       |      | 発注機関：<br>配置期間： 年 月 日 ～ 年 月 日<br>竣工予定： 年 月 日 |

【留意事項】

現在従事している工事の名称及び工期（竣工予定日）等が確認できる資料を添付すること。  
(例：コリンズの写し、契約書の写し 等々)